

資料3

北部大阪都市計画地区計画の変更（箕面市決定）

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

名 称		水と緑の健康都市地区地区計画
位 置		箕面市森町中一丁目、森町中二丁目、森町中三丁目、森町北一丁目、森町北二丁目、森町南一丁目、森町南二丁目、森町南三丁目、森町西一丁目、森町西二丁目、森町西三丁目、下止々呂美及び上止々呂美地内
面 積		約314.2ha
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目 標	水と緑の健康都市は、北大阪北摂山系に属する箕面北部丘陵に位置し、水と緑に恵まれた環境を有するとともに、新名神高速道路や国道423号バイパスの整備により交通利便性の高い地域となることが見込まれている。 本地区ではこれらの地域特性を活かし、「多世代共生」、「環境共生」、「地域共生」をまちづくりのテーマとした、世代を超えて誰もがいきいきと暮らせるニュータウンの実現をめざすものである。 このため、本地区計画により、貴重な自然環境を保全するとともに、豊かな自然を享受できる居住機能や本地区にふさわしい施設機能を配置し、健康で快適な都市環境の形成を図るものである。
	土地利用の方 針	本地区においては、水と緑の健康都市の開発理念にふさわしい良好な環境と機能を備えた都市づくりを実現するため、当地区を土地利用の特性に応じて3つの地区に区分し、それぞれ次のような土地利用を図る。 また、快適で利便性の高い都市環境の形成を図るため、道路・公園・その他の公益施設等を計画的に配置する。 1. 住宅地区 良好な居住環境の形成を図るため、立地特性等を踏まえ、以下の住宅地区を適切に配置する。 (1)一般住宅地区 戸建住宅地を主体とする緑豊かで落ちつきのある低層住宅地としての土地利用を図る。 (2)里山住宅地区 自然環境を活かしたゆとりある住宅地や里山の利活用に資する施設からなる良好な市街地環境を形成する。 (3)計画住宅地区 低層住宅を主体とする住宅地や幹線道路沿道に相応しい施設からなる良好な市街地環境を形成する。 <u>(4)住宅隣接緑地地区</u> <u>住宅地に隣接する緑地エリアとして、良好な緑空間を形成する。</u> 2. 施設地区 賑わいのある市街地環境の形成を図るため、立地特性等を踏まえ、以下の施設地区を適切に配置する。 (1)センター施設地区 生活利便施設の立地を図り、本地区の中心に相応しい快適な市街地環境を形成する。 (2)沿道施設地区 幹線道路沿道に相応しい施設等の立地を図り、周辺住宅地との調和のとれた賑わいの軸を形成する。 (3)教育施設地区 大学等の教育施設の立地を図り、周辺住宅地、周辺環境との調和のとれた市街地環境を形成する。 (4)広域誘致施設地区 交通利便性の高い立地条件やすぐれた環境を活かし、広域的な施設等の立地を図る。

区域の整備 開発及び保全の方針	土地利用の方針	3. 自然環境保全地区 本地区の西側に位置する自然環境保全地区は、この地域の貴重な動物等が生息する良好な自然環境の保全を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により整備される道路・公園等の維持・保全を図るとともに、民間開発における適切な道路・公園等の整備を誘導する。
	建築物等の整備の方針	1. 住宅地区 緑豊かで良好な居住環境の創出を図るため、住宅地の立地特性に留意して整備を行う。 (1)一般住宅地区 緑豊かで落ちつきのある住宅地を形成するため、建築物等の配置、規模及び敷地内の緑化等に留意して整備を行う。 (2)里山住宅地区 自然環境を活かしたゆとりある住宅地を形成するため、建築物等の配置や用途、規模及び敷地内の緑化等に留意して整備を行う。 (3)計画住宅地区 低層住宅を主体とする計画住宅地と幹線道路沿道に相応しい施設等からなる良好な市街地空間を創出するため、建築物等の配置や用途、規模及び敷地内の緑化等に留意して整備を行う。 <u>(4)住宅隣接緑地地区</u> <u>建築物等の用途は公益上必要なもののみとする。</u> 2. 施設地区 本地区にふさわしい施設機能の集積を図り、賑わいの創出に留意して整備を行う。 (1)センター施設地区 周辺住宅地との調和を図るとともに、賑わいのある沿道空間を創出するため建築物等の用途、規模等に留意して整備を行う。 (2)沿道施設地区 周辺住宅地との調和を図るとともに、センター施設地区との連続性に留意しながら、賑わいのある沿道空間を創出するため建築物等の用途、規模等に留意して整備を行う。 (3)教育施設地区 周辺住宅地との調和を図るとともに、良好な市街地空間を創出するため建築物等の配置や用途、規模及び敷地内の緑化等に留意して整備を行う。 (4)広域誘致施設地区 交通利便性の高い立地条件を活かし、緑豊かで良好な地区環境を創出するため、建築物等の用途、規模、配置及び敷地内の緑化等について留意して整備を行う。 また、都市計画道路止々呂美吉川線沿道に位置することから、良好な道路沿道空間を形成するため、建築物等の配置及び敷地内の緑化等に留意して整備を行う。

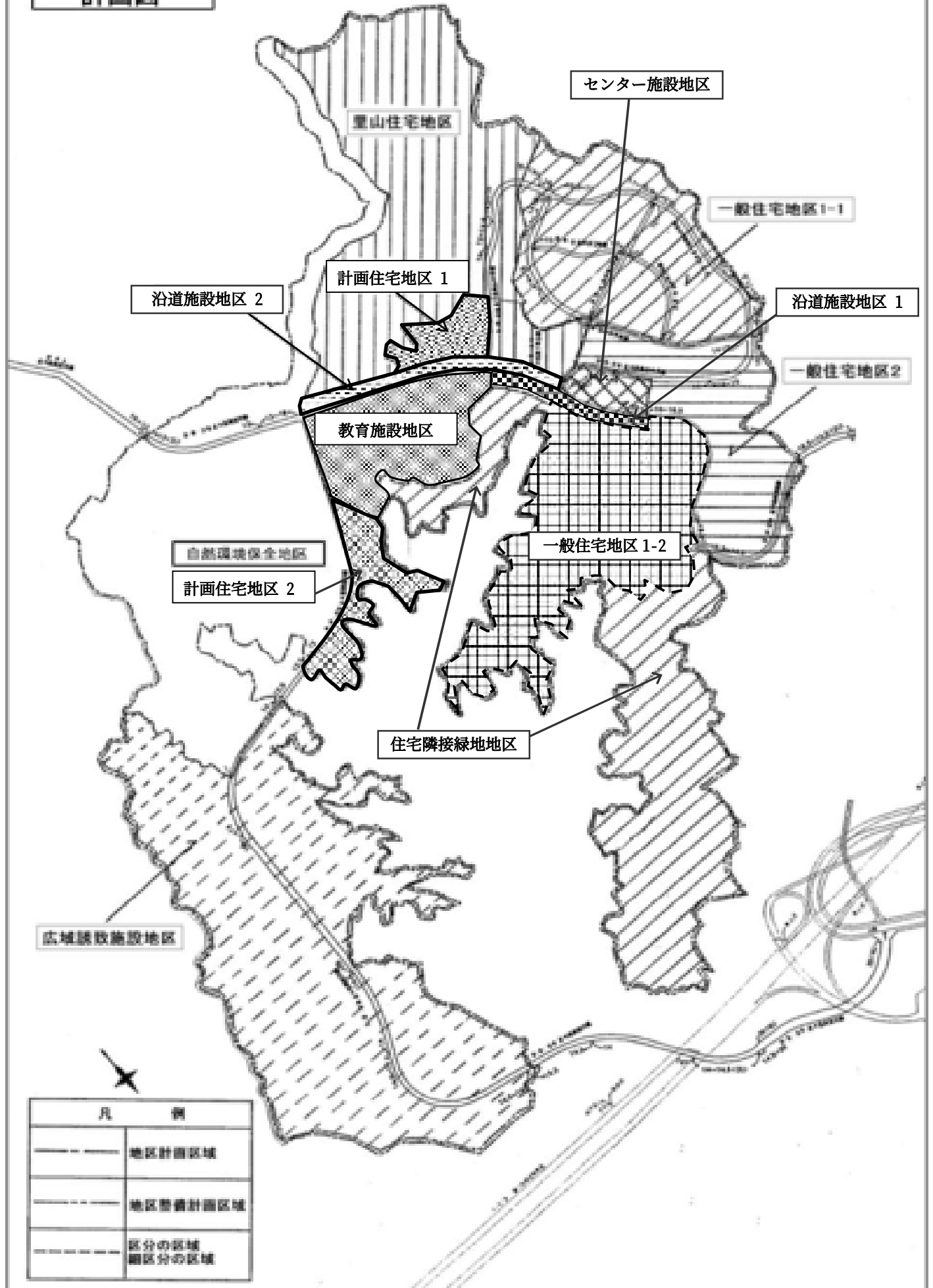
※下線部分・・・変更する箇所

2地区整備計画

地区整備計画	位置 面積	箕面市森町中一丁目、森町中二丁目、森町中三丁目、森町北一丁目、森町北二丁目、森町南一丁目、森町南二丁目、森町南三丁目、森町西一丁目、森町西二丁目、森町西三丁目、止々呂美及び止々呂美地内 約258.9ha											
	区分の名称	住宅地区						施設地区					
	細区分の名称	一般住宅地区			里山住宅地区	計画住宅地区		住宅隣接緑地地区	センター施設地区	沿道施設地区		教育施設地区	広域誘致施設地区
	細々区分の名称	一般住宅地区1-1	一般住宅地区1-2	一般住宅地区2		計画住宅地区1	計画住宅地区2			沿道施設地区1	沿道施設地区2		
	面積	約28.4 ha	約29.6 ha	約18.9ha	約46.7ha	約3.2ha	約5.4ha	約34.9ha	約2.5ha	約2.1ha	約2.6 ha	約12.6ha	約72.0ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)学校（小学校、中学校、高等学校に限る。） (2)公衆浴場 (3)畜舎	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)学校（小学校、中学校、高等学校に限る。） (2)公衆浴場 (3)畜舎	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)公衆浴場 (2)畜舎	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物 (2)前号の建築物以外の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以内のもの。 ただし倉庫については床面積の合計が150㎡以下とする。	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)工場 ただし、建築基準法施行令第130条の6に掲げるもの及び自動車修理工場を除く。 (2)学校（小学校、中学校、高等学校に限る。） (3)マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。 (4)カラオケボックス (5)ホテル・旅館 (6)畜舎 ただし、店舗（動物病院を含む。）に付属する畜舎で床面積が15㎡以下のものは除く (7)倉庫 ただし、他の用途の建築物又は建築物の部分に附属する倉庫で下記に掲げるもの及び自転車置場の用途に供する部分を除く。 (i)主たる用途の部分と附属倉庫の部分を含む一の建築物で、附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (ii)(i)に掲げるもの以外の附属倉庫で、附属倉庫の部分の床面積の合計が150㎡以下であるもの。 (iii)(i)及び(ii)の附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (8)自動車教習所 (9)届出住宅	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)工場 ただし、建築基準法施行令第130条の6に掲げるもの及び自動車修理工場を除く。 (2)学校（小学校、中学校、高等学校に限る。） (3)マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。 (4)カラオケボックス (5)ホテル・旅館 (6)畜舎 ただし、店舗（動物病院を含む。）に付属する畜舎で床面積が15㎡以下のものは除く (7)倉庫 ただし、他の用途の建築物又は建築物の部分に附属する倉庫で下記に掲げるもの及び自転車置場の用途に供する部分を除く。 (i)主たる用途の部分と附属倉庫の部分を含む一の建築物で、附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (ii)(i)に掲げるもの以外の附属倉庫で、附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (iii)(i)及び(ii)の附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (4)ばちんこ屋 (5)風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第1項第3号の適用を受けるスロットマシンをもちいた遊技場その他これらに類するもの (6)ホテル・旅館 (7)届出住宅	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)住宅及び共同住宅 ただし、事務所、店舗その他これらに類する用途を併用または兼用する住宅及び共同住宅を除く。 (2)畜舎 ただし床面積の合計が15㎡以下のものを除く。 (3)倉庫 ただし、他の用途の建築物又は建築物の部分に附属する倉庫で下記に掲げるもの及び自転車置場の用途に供する部分を除く。 (i)主たる用途の部分と附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (ii)(i)に掲げるもの以外の附属倉庫で、附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (iii)(i)及び(ii)の附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (4)ばちんこ屋 (5)風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第1項第3号の適用を受けるスロットマシンをもちいた遊技場その他これらに類するもの (6)ホテル・旅館 (7)届出住宅	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)建築基準法別表第2(二)項に掲げる建築物 ただし、作業場の床面積が50㎡を超えない自動車修理工場を除く (2)学校（小学校、中学校、高等学校に限る。） (3)畜舎 ただし、店舗（動物病院を含む。）に付属する畜舎で床面積が15㎡以下のものは除く (4)倉庫 ただし、他の用途の建築物又は建築物の部分に附属する倉庫で下記に掲げるもの及び自転車置場の用途に供する部分を除く。 (i)主たる用途の部分と附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (ii)(i)に掲げるもの以外の附属倉庫で、附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (iii)(i)及び(ii)の附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (5)届出住宅	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)工場 ただし、建築基準法施行令第130条の6に掲げるもの及び自動車修理工場を除く。 (2)自動車教習所 (3)学校（小学校、中学校、高等学校に限る。） (4)マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。 (5)カラオケボックス (6)客席の部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場 (7)ホテル・旅館 (8)畜舎 ただし、店舗（動物病院を含む。）に付属する畜舎で床面積が15㎡以下のものは除く (9)倉庫 ただし、他の用途の建築物又は建築物の部分に附属する倉庫で下記に掲げるもの及び自転車置場の用途に供する部分を除く。 (i)主たる用途の部分と附属倉庫の部分を含む一の建築物で、附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (ii)(i)及び(ii)の附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (iii)(i)及び(ii)の附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの。 (10)届出住宅	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)中学校、高等学校、大学、専修学校 (2)図書館 (3)寄宿舎、下宿 (4)診療所 (5)店舗、飲食店で建築基準法施行令第130条の5の3の各号に掲げるもの (6)水泳場 (7)前各号に掲げる建築物のうち、届出住宅であるものを除く。	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)住宅 (2)兼用住宅 (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4)老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5)診療所で入院設備を有するもの (6)病院 (7)ホテル又は旅館 (8)マージャン屋、パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの (9)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (10)個室付浴業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の5に定めるもの (11)届出住宅	
	建築物の建ぺい率の最高限度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6/10
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	150㎡とし、止々呂美東西線の別図に示す区間又は付替市道2号線及びその延長部分のうち別図に示す区間に接する敷地は170㎡とする。 ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	100㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	200㎡ 別図に示す区域については150㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	200㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	200㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	—	200㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	170㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	170㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	500㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	500㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げるものとす。 (1)外壁等の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。ただし、(2)及び(3)に掲げる道路境界線は除く。 (2)止々呂美東西線のうち別図に示す区間については、外壁等の面から当該道路に面する道路境界線までの距離は、2m以上とする。 (3)付替市道2号線及びその延長部分のうち別図に示す区間については、外壁等の面から当該道路に面する道路境界線までの距離は、1.5m ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、2m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、2m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途（自動車庫及び自転車置場を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。 (4)自動車庫及び自転車置場の用途に供し、地階に設けるもの。	
	建築物等の高さの最高限度	10mとする。	10mとする。	12mとする。	12mとする。	12mとする。	12mとする。	10mとする。	16mとする。	12mとする。	12mとする。	16mとする。 （ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しないものとする。） 建築物の各部分の高さは、当該部分から都市計画道路止々呂美東西線及び止々呂美吉川線（以下、当該道路という。）までの水平距離に10mを加えたもの以下とする。（なお、ここでのいう高さとは、上記水平距離の基点となる当該道路の道路境界線上の点における道路地盤からの高さをいい、当該部分の地盤面が当該道路地盤より1m以上高い場合はその高低差から1mを減じたものの2分の1だけ低い位置にあるものとみなす。）	16mとする。 （ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しないものとする。）
	土地の利用に関する事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	森町内の住宅地に面する部分（別添「緑地エリア図」参照）については、良好な市街地環境を確保するため改変することなく（維持、保全し、かつ建築物の建築又は工作物等の設置をしてはならない。ただし、公共の用に供するもの又は維持管理上やむを得ないと認められるものについてはこの限りではない。）

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区の細区分及び地区の細々区分は計画図表示のとおり」

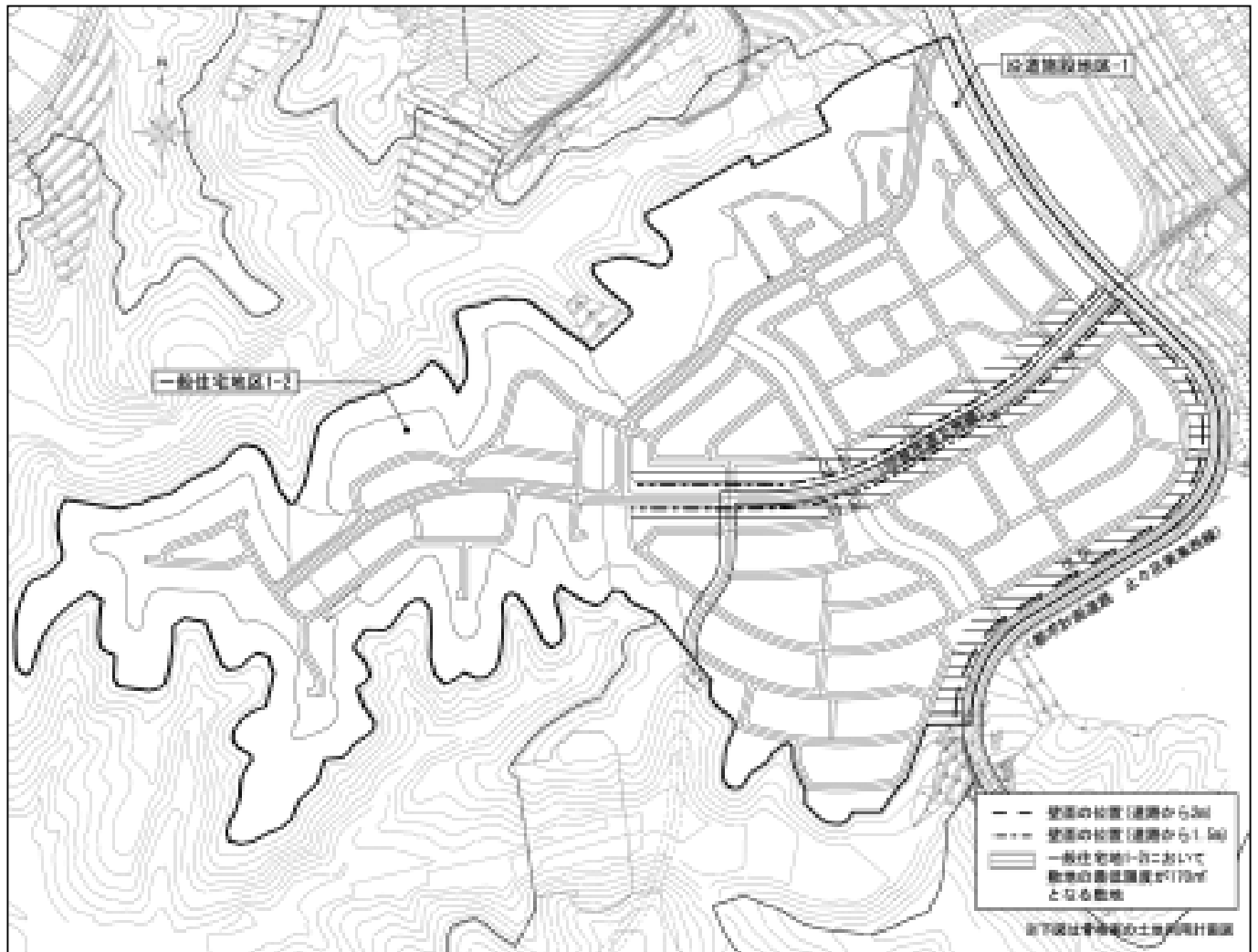
計画図



一般住宅地区 1-2 (別図)

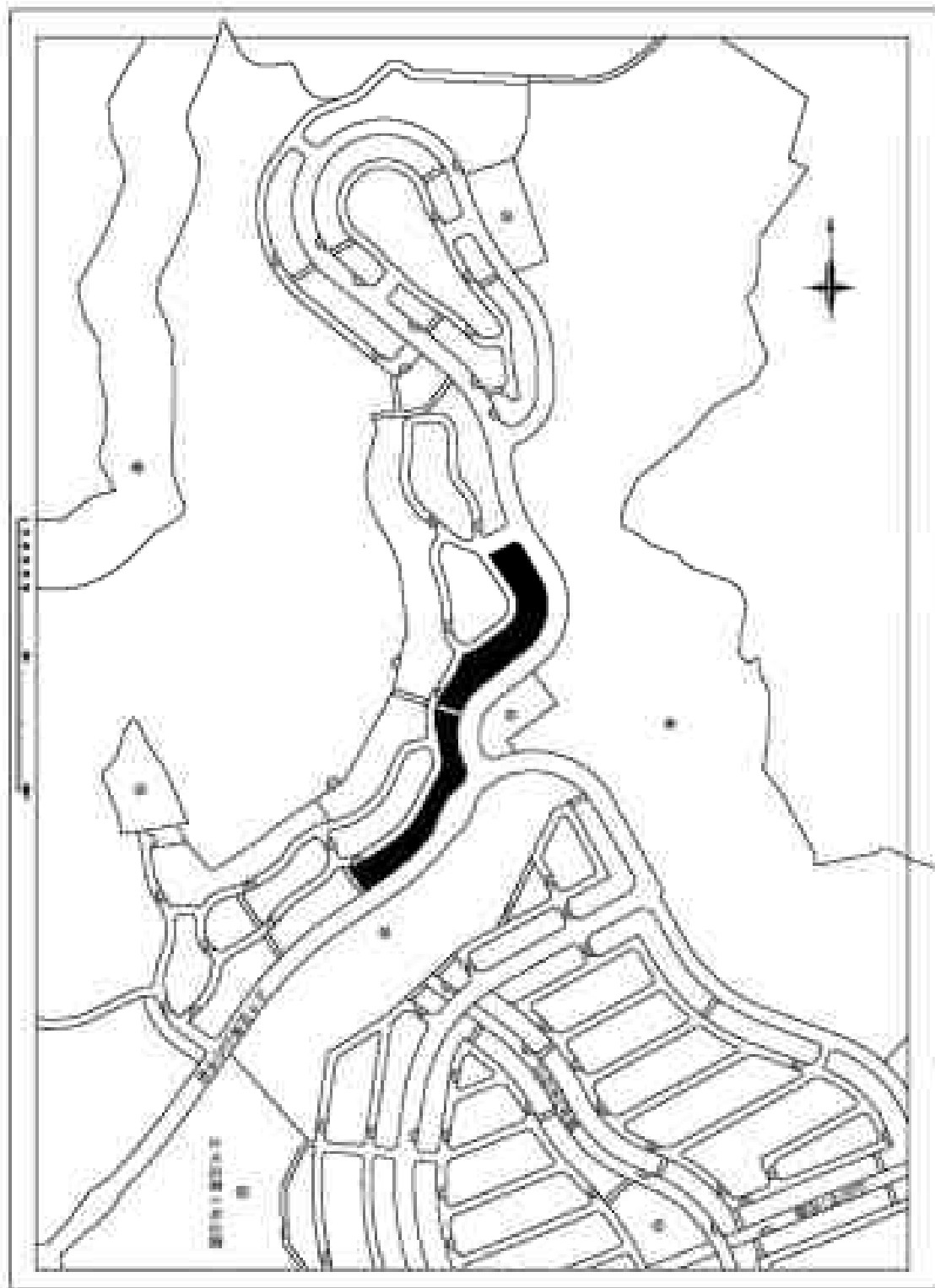
建築物の敷地面積の最低限度

壁面の位置の制限



里山住宅地区（別図）

建築物の敷地面積の最低限度



広域誘致施設地区（別図）

緑地エリア

